



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—ASU第2015-11号 「棚卸資産の測定の簡素化」を公表

FASBは2015年7月22日、「原価と市場価格とのいずれか低い金額で測定する」方法から、「原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定する」方法に、棚卸資産の測定の原則を変更する会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)を公表した¹。この新たな測定の原則は、FASBの簡素化に向けた取組みの一環として策定されたものであり、後入先出法(LIFO)と売価還元法以外の測定方法(例:先入先出法(FIFO)、平均法)を用いて棚卸資産を測定する企業に適用される。

【主な内容】

- FIFOまたは平均法を用いる企業は、新たな測定原則を棚卸資産に適用することにより、原価と市場価格とのいずれか低い金額で測定する方法から、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定する方法に変更することになる。
- LIFOまたは売価還元法を用いて棚卸資産を測定する企業は、新たなASUの影響を受けない。
- 新たなASUにより、U.S. GAAPとIFRS基準²の取り扱いの整合性が改善される。

【主な影響】

- 棚卸資産の測定にLIFOまたは売価還元法を用いない企業は今後、棚卸資産を事後測定する際に、再調達原価や正常利益の概算値を控除した正味実現可能価額を考慮する必要がなくなる。
- LIFOまたは売価還元法を用いて測定される棚卸資産については、事後測定に変更はない。

【棚卸資産の測定】

現行のU.S. GAAPのもとでは、企業は財務諸表日ごとに棚卸資産を原価と市場価格とのいずれか低い金額で測定しなければならない³。市場価格の測定値は通常、現在の再調達原価である。ただし、企業はその測定において、正味実現可能価額(上限)及び正常利益の概算値を控除した正味実現可能価額(下限)も同様に考慮する必要がある。LIFOと売価還元法以外の測定方法を用いて棚卸資産を測定する企業については、このASUにより市場価格が正味実現可能価額に差し替えられる。LIFOまたは売価還元法を用いる企業については、棚卸資産の測定は変更されない。

¹ FASB ASU第2015-11号「棚卸資産の測定の簡素化」2015年7月22日。 www.fasb.org より入手可能。

² IAS第2号「棚卸資産」

³ FASB ASC paragraphs 330-10-35-1から35-11。 www.fasb.org より入手可能。

正味実現可能価額

「正味実現可能価額」はFASB会計基準編纂書(Accounting Standard Codification, ASC)のマスター用語集において「通常の営業過程における見積販売価格から完成、処分及び運送にかかる合理的に予想されるコストを控除した金額」と定義されている。このASUにより、原価をFIFOまたは平均法で算定する場合に、棚卸資産の測定において再調達原価または正常利益の概算値を控除した正味実現可能価額を考慮するとしたガイダンスが削除される。

このASUは、棚卸資産の価値が下落または減損している場合の棚卸資産の測定についてのみ取り扱っている。棚卸資産の原価の算定に関するガイダンスは改訂されない。企業は引き続き、FIFOまたは平均法を適用して棚卸資産の原価を算定し、棚卸資産の評価減が必要か否かを判定する際には、その原価と正味実現可能価額を比較する。

KPMGの見解

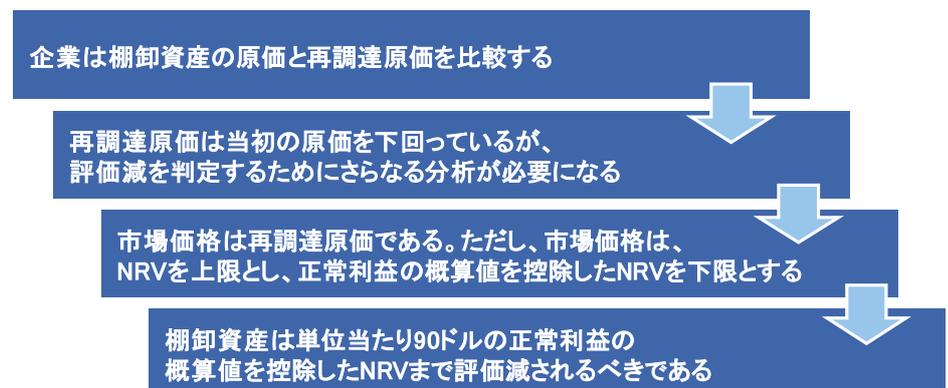
このASUにおける正味実現可能価額は、IAS第2号の「正味実現可能価額」の定義と類似するが、原価の算定方法の相違により、U.S. GAAPとIFRSとで、棚卸資産の測定に差異が生じる可能性がある。例えば、IFRSでは、連結財務諸表内において類似する項目の原価の算定に、統一した原則を適用することが要求される。さらに、IFRSでは棚卸資産の原価の測定にLIFOの適用が禁止されている。

ASUの適用前及び適用後の測定

以下の前提条件のもとで、適用前と適用後の棚卸資産の事後測定を例示する。

- 棚卸資産の原価＝100ドル
- 正味実現可能価額＝99ドル
- 再調達原価＝88ドル
- 正常利益の概算値を控除した正味実現可能価額＝90ドル

ASUの適用前の測定



ASUの適用後の測定



【移行措置及び適用日】

このASUは、公開企業については、2016年12月16日以降開始する事業年度及びそれらの事業年度に含まれる期中期間における棚卸資産の測定に、将来に向かって適用することを要求している。その他のすべての企業については、2016年12月16日以降開始する事業年度及び2017年12月16日以降開始する事業年度に含まれる期中期間に適用される。早期適用は認められる。

企業は適用を開始した期中期間または事業年度において、会計方針の変更の内容及び理由を開示することが要求される。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
July 2015 No. 15-33をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。